

## 土壤の汚染に係る環境基準について

參考資料 6

平成13年3月28日 水曜日 官報

第 3083 号



## 土壤の汚染に係る環境基準について

〔平成3年8月23日〕  
環境庁告示第46号

改正 平成5環告19・平成6環告5・平成6環告25・平成7環告19・平成10環告21  
・平成13年環告16

公告対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項による土壤の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)並びにその達成期間等は、次のとおりとする。

### 第1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壤の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1の環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤については、適用しない。

### 第2 環境基準の達成期間等

環境基準に適合しない土壤については、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて可及的速やかにその達成維持に努めるものとする。

なお、環境基準を早期に達成することが見込まれない場合にあっては、土壤の汚染に起因する環境影響を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

別 表

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1㍑につき0.01mg以下で環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものあり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	のにあっては、日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法、農用地に係るものにあっては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格36に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)

テオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること。	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K 0126 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
ふつ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

#### 備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg 及び 0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機錆とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E PN をいう。

#### 付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

- 1 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P.C.B & U セレンについては、次の方法による。
  - (1) 採取した土壤の取扱い  
採取した土壤はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に收める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。
  - (2) 試料の作成  
採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、團粒を粗碎した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。
  - (3) 試料液の調製  
試料(単位 g)と溶媒(純水に塗酸を加え、水素イオン濃度指数が 5.8 以上 6.3 以下となるようにしたもの)(単位 ml)とを重量体積比 10% の割合で混合し、かつ、その混合液が 500 ml 以上となるようにする。
  - (4) 溶出  
調製した試料液を常温(20±2°C) 常圧(1気圧)で振とう機(ねじ止め振とう機を每分約 200 回/分、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの)を用いて、6 小時連続して振とうする。

3 有機肥料、チウラム、シマジン及びチオベンカルブについては、次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はガラス製容器又は測定の対象とする物質が吸着しない容器に收める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、凍結保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、团粒を粗碎した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指數が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が1,000ml以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20°C)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンプランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。

4 ふつ葉及びほう葉については、次の方法による。

(1) 採取した土壤の取扱い

採取した土壤はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着者しくは溶出しない容器に收める。試験は土壤採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

(2) 試料の作成

採取した土壤を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、团粒を粗碎した後、非金属製の2mmの目のふるいを通過させて得た土壤を十分混合する。

(3) 試料液の調製

試料(単位g)と溶媒(純水に塩酸を加え、水素イオン濃度指數が5.8以上6.3以下となるようにしたもの)(単位ml)とを重量体積比10%の割合で混合し、かつ、その混合液が500ml以上となるようにする。

(4) 溶出

調製した試料液を常温(おおむね20°C)常圧(おおむね1気圧)で振とう機(あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4cm以上5cm以下に調整したもの)を用いて、6時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着者しくは溶出しない容器を用いる。

(5) 検液の作成

(1)から(4)の操作を行って得られた試料液を10分から30分程度静置後、毎分約3,000回転で20分間遠心分離した後の上澄み液を孔径0.45μmのメンプランフィルターでろ過してろ液を取り、定量に必要な量を正確に計り取って、これを検液とする。